

[事案 2022-91] 既払込保険料返還請求

・令和5年1月13日 和解成立

<事案の概要>

保険会社に対する不信感を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

新型コロナウイルス感染症に罹患したため、令和2年5月に代理店を通じて契約した医療保険等にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除された。その後、再査定の結果、契約解除が取り消され、給付金は支払われたが、以下等の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 誤って契約解除をしたような保険会社との間で、信頼関係を保つことはできない。
- (2) 契約解除から解除が取り消されるまでの期間の未納保険料の支払いを求められているが、当該期間は保障がない状態のため保険料を支払うことは納得できない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 告知義務違反を理由に契約を解除したが、再査定の結果、解除を取り消して給付金を支払っている。
- (2) 契約解除は、保険料の支払いとは無関係であることから、未納期間の保険料免除は認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、給付金請求時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。